第千三百五十号 曜

平成十五年 |月||十日

月

日 興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年二月十日まで一般の縦覧に供する。 の供用を開始する。その関係図面は、 山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振

平成十五年一月二十日

山梨県知事

天

野

建

種道 類路 道 ...般国 Д 路 三号 線 名 番の一地内南都留郡道志村字麦尻二〇四二 X 間 五・〇 延 (メートル) 長 期日開始の 一平成十五 十五 十五年

目

次

示

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (二件)......

公安委員会

告 示

山梨県告示第十八号

延建設部において、この告示の日から平成十五年二月十日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成十五年一月二十日

山梨県知事 天

野

建

道一 般 国	種道 類路 の
四六	路
四六九号	線
7	名
三番地先まで南巨摩郡南部町十島字峠二三〇四番の三地先から南巨摩郡南部町十島字峠二三一南巨摩郡南部町十島字峠二三一	区間
七 ・	(メートル) 長
一月三十日 三十日 日年	期日開始の

山梨県告示第十九号

Щ

梨 県

公

報

第千三百五十号

平成十五年一月二十日

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道路

公 告

— 五

• 大規模小売店舗の新設に関する届出

— 七

情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年五月二十日まで縦覧に供する。 あったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出が

平成十五年一月二十日

届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事

天 野

建

株式会社公正屋 氏 名 又 代表取締役 は 名 称 井 |北都留郡上野原町松留四百六十五番地の三 住 所

二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 公正屋大月東店
- 所在地 大月市七保町葛野字中原二百十番
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

上公正 株式会社公正屋	氏名又
	しは
表取	名
代表取締役	和
井	13.
北都留郡上野原町松留四百六十五番地の三	住
四百六十五番地の三	所

 久保博志
 大
 北都留郡上野原町上野原千六百十番地

 小高幸一
 北都留郡上野原町上野原三千四百四十六番地の

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4

千四百九平方メー トル

平成十四年十二月二十五日届出年月日

Ξ

大規模小売店舗の新設に関する届出

平成十五年一月二十日情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年五月二十日まで縦覧に供する。あったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出が

山梨県知事 天 野 建

届出者の氏名又は名称及び住所

代表取締役を渡邊恭久有限会社八光企業管理センター	氏名又は名称
東八代郡石和町四日市場千二	住
千七百四十五番地	所

二届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 、 名称 包 石和店
- 一 所在地 東八代郡石和町四日市場字大口町千七百四十五番
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

四丁目十四番一号	東京都江戸川区北葛西四丁目十二	代 表 取	· テ	キホー	隆ン夫・	安社 田ド	締株役式
所	住	称	名	は	名	氏	П

三千五百八十八平方メートル 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三届出年月日

平成十四年十二月二十七日

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

平成十五年五月二十日まで縦覧に供する。次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届

平成十五年一月二十日

届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事

天

野

建

号	甲府市中央一丁目一番二十二号	代表取締役	穴水正澄株式会社穴水商店
	甲府市中央一丁目五番二号	代表取締役	小野樹中央興業株式会社
	甲府市中央一丁目五番四号	代表取締役	小野良平小野興業株式会社
所	住	名称	氏名又は

二 届出の概要

- ・ 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (名称 甲府銀座ビル
- 一 所在地 甲府市中央一丁目七十 一番
- 2 変更しようとする事項

の大	
の合計大規模小売店舗内の店舗	変
売 店 舗	更
内の店	事
舗面積	項
万十四	変
万十四平方メー	更
스크	前
九千五十	変
九千五十七平方メー	更
- ㅗ২	後

3 変更の年月日

平成十五年一月六日

Ξ 届出年月日

平成十四年十二月二十六日

• 開発行為に関する工事の完了について

関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

平成十五年一月二十日

山梨県知事 天 野

建

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

六の三、四七六の四、四七七の一、四七八、四八〇、四八一の一、五〇〇及び五〇一 大月市大月町花咲字宮ノ西三ハニ、四七五の四、四七五の一一、四七六の一、四七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大月市猿橋町殿上十五番地 佐藤葬祭株式会社 代表取締役 佐藤剛

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十五年一月二十日

建

山梨県知事 天 野

二、二一九三の一一五、二三三〇の一、二三八六の一、二三九九の一〇、二三三四の 九三の三五、二一九三の四〇、二一九三の四九、二一九三の一〇八、二一九三の一一 四、二一九三の二五、二一九三の二六、二一九三の二七、二一九三の二九、二一九三 二一九三の二○、二一九三の二一、二一九三の二一、二一九三の二三、二一九三の二 五八六、二五八九、二五九七、二五九九、二六〇一の一、二六〇一の二、二六〇一の 六九、二五七四、二五七五、二五七六の一、二五七七の一、二五八二、二五八五、二 の三〇、二一九三の三一、二一九三の三二、二一九三の三三、二一九三の三四、二一 七一〇の三、一一七四の二、一二一〇、一二三八の一、二一九三の一四、二一九三の | 五の| 部、二| 九三の| 六、二| 九三の| 七、二| 九三の| 八、二| 九三の| 九、 一、二三二六、二五六二の一、二五六二の九、二五六六、二五六七、二五六八、二五 開発区域 (工区) に含まれる地域の名称 北都留郡上野原町八ツ沢字花柄二三の三、六九三の一、六九三の三、七一〇の一、

Щ

梨

県 公 報

第千三百五十号

平成十五年一月二十日

並びに鶴川字鳶ヶ崎一一一一、一一一二、一一一三、一二一三及び一二一四 三、二六〇一の四、二六〇一の一一、二六〇一の二二、二六〇一の二四及び二六〇二

二 公共施設の種類、位置及び区域

防下緑道	公丑
火水	施設
水	の
槽道地路	種 類
次の図のとおり	
	位
	置
	及
	び
	X
	域

東部地域振興局大月建設部及び上野原町に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を土木部建築指導課、 富士北麓・

開発許可を受けた者の住所及び氏名

Ξ

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二十五番二号 株式会社フジタ

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

•

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十五年一月二十日

山梨県知事 天

建

二七の一、三八二八の一及び三八二九の一 南都留郡河口湖町小立字生木塚三八二〇の五、三八二四の三、三八二六の一、三八

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

二 公共施設の種類、位置及び区域

ご み 置 園 路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

建設部及び河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局都留

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

都留市田原二丁目十三番一号 有限会社三洋 代表取締役

堀江洋二郎

Щ

山梨県公安委員会告示第三号

委員会規則第七号) 第四条の規定により告示する。 日から施行することとしたので、 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 信号機の設置、車両の通行禁止、 山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安 制限その他の交通規制 (昭和四十九年山梨県公安委

別表第十中

平成十五年一月二十日

山梨県公安委員会

員 長 吉 臭 信

を _ 스 兰 三国 九道 号一 号一線三 -国 九道 (都 道留 (都 道留 市上谷三丁目三番| 市上谷三丁目三番| ||〇号先 一〇号先 Ξ 都 都 留 留 一九号三・三〇 月

地大 先月 (北都留合同庁舎入口)市大月町花咲一、六一八番 大月 三五号・ 九二 七

を

九

九

○国 号道

交地大 差の月

左) (市大月町花) (市大月町花)

」に

九

九

線二国 〇 号道

1留合同庁舎入口1以一、六六九番 大月 告二平成 第三 号

月

番 地 原小 笠 · 军 二

告示第七七号平成一四年一

を

ビ

四

九四

六

三村 号道

先中

7 (中央公民館17) 上摩郡八田村1

照 東 夏 差 七

点九

線

四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 四 九五 九五五 九五四 九五三 九五 九五 九五〇 九四 九四 九四 九四 七 六 号 [|] ク町 線クノ道 ーパテ 号 | ク町 線クノ道 ーパテ 号 | ク町 線クノ道 ーパテ 三村 号しク町 〇国 線〇町 線七町 号〇町 中府県 線府県 号道線一 線クノ道ーパテ 九道号四 線〇道 道玉道 線穂甲 山道梨甲 号道 道 号五 一九北ク三都一番留 東地中 側の三摩 先郡E) | 九北 サ三都 | 番留 学九北 生〇都 駐番留 車地の 西五中角番巨 番中地巨 先摩 番地先 (町民体育館入口) 北巨摩郡白州町鳥原二、九 先 (中央公民館東交差点)中巨摩郡八田村榎原七九三番 北東側丁字路交差点)九三番地の七三先(角明紀北都留郡上野原町八ツ沢 北地中 先甲 (白山) 交地摩 差の郡 号地郡 ビス㈱北側丁字路交差に地の九二先 (コミニュリ語)上野原町八ツ沢二、 ? (松野源六方西側交差点:郡玉穂町中楯一、三一二 写線との工場の上野原 場の上北五野 点一田 **]神社南側交差点)** -積翠寺町七八番地 (フレンドリー:田富町東花輪四 (フレンドリーはなわ語田富町東花輪四三六番 北側交差点)
ユ先(帝京科学大学野原町八ツ沢二、三 (サンドラッグ北)町山之神三、六二 丁一町 」字路交差点)(町道テクノパの八ツ沢二、一 和二、精 は三な六 の 点ター エー わ番 地 原上野 原上 長坂 府南 甲 府南甲 府南 甲 原小 笠 原上 原上 甲 府南 野 野 野 甲 府 告示第三号 告示第三号 一 告示第三号 二〇日 五年一 告示第三号 告二八成一五年一 告二平成 第三 第三 号 告示成 二 第三 号 告二平 示 の 成 第 日 一 告月平成第九二 告二平 示○成 第日一 告二平 示○成 第日一 七日四七号 五年 五年 五年 五年 三号 号号 号 年二 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月

に改める。

梨 県 公 報 第千三百五十号 亚

Щ

を

平成十五年一月二十日

っに 五一、 五一 五一、九、 七 芝り松市 原支山 線西金市 道松市 線原 号居道 線線通道 参道 リ り 先田ら早○富 ゴー 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 で羽山かく丁富の田一ら熱目士両一二富海五吉 方地吉か一三富ま先田ら先、士 郵(三富川二士 便富、士ス番吉 局士八吉ト地田 側男九士屋番田 カ四田外番上コ〇市科地吉ウ番上)の田 まへ松一先二 00 九〇 八〇 車 車 車 両 両 両 $\overline{\circ}$ $\overline{\bigcirc}$ $\overline{\circ}$ 吉富 吉富 吉富 田士 田士 田士 三・六 号五二 第告二平 ・六 号五二 五宗・九 九号 八一

を 五 六六 線裏市 ·道 号西 両セ地市店二一富側ン先下)先、士 タ(吉か(〇古・) は、田 ・ (株田・) 六五〇 車 両 $\overline{\circ}$ 吉富 田士 号告〇年平

別表第十四

曱

五

っを

九一、 六 四 号線地八農広 線第区ヶ団域 一幹岳地営

> 号告〇年平 示日一成 第 月一 三 二五

除 け原車 く ん付両 。 を引・

 $\overline{\bigcirc}$

 号

 (原付
 告示第四

 + 日本
 第二月一年

 年二月一年
 年二月一年

゚゚゠゙			-
,	五一、九、一	五一、	五一七一
	二鳥市 号居道 線西金	線原市 参道 道松	原支山市 線線通道 芝り松
	の所地吉か先(白 所有先(白 明駐山上 明本(白 東山 東山 東山 大(白 大(白 大(白 大(白 大) 大(白 大 大(白 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	便局) までの両側 (早川方) から富 (早川方) から高 (早川方) から高 (中川方) から高 (中川方) から (東川方) がら (東川方) がら (東田方)	側団先 (消防団第五分 に (消防団第五分 に (対 (対 (対 (対 (対 (対 (対 (対 (対 (対 (対 (対 (対
	 O	九〇	四八〇
	く け車 ゜。 。 除引	く け車 少をん両 除引	く け車)をん両 除引
	= 0	Ξ Ο	ΞΟ
	吉富田士	吉富 田士	吉富 田士
	号告〇年平 示日一成 第 月一 三 二五	号告〇年平 示日一成 第 月一 三 二五	号告〇年平 示日一成 第 月一 三 二五

九

- Q	- Q		- O	別表第十六中に改める。		七三	一、 五		七二			七二	五	山梨県
五八三	五八二		五八二	六中		線裏	市道西		線幡 初 狩	— 県 道 大		線幡 初 初	県 道 大	公報
線行市 万道 才徳	市道		市道		堂		地			の東地両側先			第千	
進マ甲車ン府両ス市	佐都 藤留 紀市		佐都 藤留 紀市		もでの両	ルー5 ク 大 一富タ番 熱目士セ地 海五吉ン先	日 巻 差 下 一	柴田栄	町中初狩二六〇番)から大月市初狩二六〇番が大月市初狩二六〇番地先(安田	大幡二		町中初狩二六〇番)から大月市初狩 人男方西側交差点 一〇番地先 (安田	大幡二.	第千三百五十号
) 	佐藤紀一方南側都留市桂町七三		佐藤紀一方南側		堂)までの両側を 一七七番地先(㈱ 一七七番地先(㈱ 一七七番地先(㈱			方		八 四	ま造で方	〇初差安 番狩点田 ————	八四	
ショ五ン芸	・一 北番 進地						∴ 00 0			六 一 〇			六	平
進車両)	車の一歩		北進車両)			く け 。 。 。 除引	車 両	_	除 け原 く ん付 を引・			除 け原 く ん付 。 を引・	車両	平成十五年一月二十日
甲府	都留		都留				= 0							十日日
告二平 示〇成 第日一	告月平 示一成 第九一		告月平 示一成 第九一			吉田田	富 士		大· 月	 都 留		大 月	 都 留	
告二平成 一五年 号	告示第七七号 平成一四年一二		告示第七七号平成一四年一二			号告〇年 示日一 第 月 三 二	平 成	į	三告二年 号示八一 第日一 七 月	成		三告二年 号示八一 第日一 七 月	成	
_	_	_		L	-		<u> </u>		七月			七 月	<u> </u>	
-	ó –	Ó	– Ç		Ó	Ó	-	Ó –	Ó	ó	- O	Ó	Ó	
)、 五 九 四	五九三	五九二		、五九一	五九〇] 3	五八九	五八八	、五八七	五八六	五八五	五八四	
線 I クF 一クノi 号四パ:		l ク町 クノ道 四パテ	号 ク町 線クノ道 二パテ		が 道 パテ	号 ク町 線クノ道 二パテ	号 クF 線クノi ーパラ	町	線道広 一域 号農	線道広 一域 号農	線道広 二域 号農	線道広 二域 号農	線行市南道	
北進車両) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	北進	- クー号線との交差点東側・九三番地の一先(町道テクノ北都留郡上野原町八ツ沢二、	ー サービス㈱北側・西進車両) 九三番地の九二先(コミニュタ 北都留郡上野原町ハツ沢二、一	北東側・西進車西	北	学生駐車場北側・南進車両) 対の番地の五先(帝京科学大学北都留郡上野原町八ツ沢二、三	車両)車両)	$\supset 1$	差点北側・南進車両) 番地三七二先 (白旗神社北側交 北巨摩郡大泉村谷戸八、二四〇	側・北進車両) 番地先 (白旗神社北側交差点南番地先 (白旗神社北側交差点南北巨摩郡大泉村谷戸八、二四一	差点北側・北進車両) 番地先(ニチレイアイス北側交北巨摩郡大泉村谷戸五、二七〇	交差点南側・北進車両) 番地二先 (ニチレイアイス北 北巨摩郡大泉村谷戸四、七六	・西進車両) (中央クリーニング徳行店北側甲府市徳行四丁目六番二四号先	
	— i 上 野 原	西バー 上 野原	ンター 上 野 原		: 上野原	学三 上野原	進行	番 上野原	· 交〇 長 坂	南二 長 坂		長坂	甲府	
告二等	原 平成一五年一月	告示第三号 二〇日 平成一五年一月	原 告示第二 第三号 号 一月	告示第三号	平)成	原 二〇日 二〇日 号 号 号 号	告二等		告示第三号 二〇日 二〇日 月	告示第三号 二〇日 三〇日 月	告示第三号 二〇日 平成一五年一月	告示第三号 二〇日 平成一五年一月	告二〇日 平成一五年一月	

山 梨

に
改
め
వ్త

		1						
– Ó	ó Ó	Ŏ —	Ŏ Q	Ó	Ŏ Q	- Ó	Ŏ Q	ó –
六〇三	六〇二	六〇一	六〇〇	五 九 九	五 九 八	五九七	五九六	五 九 五
号 ク町 線クノ道 五パテ	線 I ク町 四クノ道 号四パテ	線 ク町 三クノ道 号四パテ	線 ク町 ークノ道 号四パテ	線 I ク町 四クノ道 号四パテ	線 ク町 三クノ道 号四パテ	号 ク町 線クノ道 三パテ	号 ク町 線クノ道 五パテ	線 ク町 ニクノ道 号四パテ
北側・南進車両) ル三番地の一一〇先(町道テクル三番地の一一〇先(町道テク北都留郡上野原町八ツ沢二、一	側・南進車両) パーク四 三号線との交差点北 小田の一〇先(町道テクノル、大のででででである。 別・南進車両)	側・西進車両) ・西進車両) 北都留郡上野原町八ツ沢二、二	側・南進車両) 和・南進車両) 北都留郡上野原町八ツ沢二、三	北進車両)北進車両)北番留郡上野原町八ツ沢二、一	東進車両) 「東進車両」 「大一ク二号線との交差点西側・パーク二号線との交差点西側・北都留郡上野原町八ツ沢二、六	両) 一番地の一八先(東京西工業 の一番地の一八先(東京西工業 北都留郡上野原町八ツ沢二、六	進車両) との交差点東側・西ークー号線との交差点東側・西九三番地の五先(町道テクノパ北都留郡上野原町八ツ沢二、一	南進車両) おっぱ はていま 大一二号」 北側・ 大一二号」 北側・北部留郡上野原町八ツ沢二、一
上野原	上野原	上野原	上野原	上 野 原	上野原	上野原	上野原	上 野 原
告二〇日 第三号 月	告示第三号 平成一五年一月	告示第三号 二〇日 三号	告示第三号 二〇日 三号	告示第三号 二〇日 三号	告示第三号 二〇日 三号	告示第三号 二〇日 三号	告示第三号 二〇日 平成一五年一月	告示第三号 平成一五年一月

	,
発 行 者	山梨
山梨	梨県公報
県	
甲府市丸の内一丁目六番一号	第千三百五十号
一丁目六番一	平成十五
号	平成十五年一月二十日
印刷所	
㈱サンニチ印刷	
印刷	
甲府市北	
甲府市北口二丁目六番	
番	